山形市空き家バンクを利用し、空き家の購入・賃借を希望する方へ

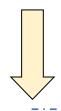
◆「山形市空き家バンク」の利用、契約等の手順

①登録物件の閲覧・検討



・ 登録物件の概要や間取り図、写真、担当する協力事業者の名 称及び連絡先等を山形市の空き家バンクホームページで公開 します。

②登録物件の現地見学



・ 登録物件の現地の見学を希望する場合は、ホームページに記載された担当協力事業者へ直接ご連絡してください。 協力事業者と利用希望者間で日程調整をし、現地の見学を行います。

③登録物件の交渉・契約

- ・ 交渉後、登録物件の売買、賃貸等するときは、協力事業者 の仲介により、物件登録者と交渉・契約を締結してください。 協力事業者はその結果を山形市へ報告します。
- ・ 山形市は、登録物件の売買、賃貸借等に関する交渉及び契 約の締結については、直接関与しません。

空き家バンク利用希望者へ

注意事項

- (1) 物件の契約(売買・賃貸借)を締結する際は、宅建業者(協力事業者)に対し宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- (2) 次の方は、空き家バンクの利用はできません。
 - ア 暴力団等反社会的勢力と認められる者
 - イ 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
 - ウ その他空き家を利用させることが不適当であると認める者